

令和 4 年 5 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 5 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 07 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 合意解約通知の報告について  
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について  
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 福 島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 5 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。

以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 5 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 4 年 5 月 25 日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：大澤 恵美子 委員」と「6 番：櫻井 正彦 委員」の両名をお願いいたします。

#### 報告第 1 号

会 長 日程第 1 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番  
(議案書:借人、貸人、土地の表示、契約内容等の説明)  
番号 1 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、計 2 筆。両者の話し合いにより合意解約したものの。基盤強化促進法による使用貸借。合意解約日は令和 4 年 5 月 13 日。  
以上 1 件につきまして、報告いたします。

会 長 番号 1 番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

#### 議案第 1 号

会 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番から番号 2 番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)  
番号1番。申請理由、現在、小麦を中心とした農業を営んでいますが、申請地を  
買い受け、経営の安定と規模拡張を図りたく申請するもの。

番号2番。申請理由、現在、さつま芋を中心とした農業を営んでいますが、遠方  
の家族と同居する運びとなった譲受人より申請地を譲り受け、経営の安定と規模  
拡張を図りたく申請するもの。

以上2件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につい  
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番につい  
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長

日程第3議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたし  
ます。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号1番から番号2番

(申請人、土地の表示等の説明)

番号1番。自宅に隣接している申請地を一般住宅及び通路用地といたく申請する  
もの。

番号2番。自宅に隣接している申請地を敷地拡張用地といたく申請するもの。始  
末書添付、宅地外1筆、計496.19㎡と一体利用。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長

番号1番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、田村です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇を 100 メートルほど北上した右手側になります。周囲は住宅地に囲まれてまして問題はないかと思えます。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

#### 番号 2 番

会 長 続きまして番号 2 番につきましては、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号 2 番の案件について、笠懸 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、田村です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は〇〇から 100 メートルほど北上した左手側になります。少々の差なのであまり問題はないと思えますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は岩宿駅から約 300m のところに位置しており、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

#### 議案第3号

会 長 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番。こちらにつきましては、議案第4号番号1番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。

#### 議案第4号

会 長 日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番から番号3番  
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号1番。こちらにつきましては、議案第3号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、4ページにお戻り下さい。  
番号1番。昭和46年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、承継者から駐車場として利用したいとの要望があり、計画を変更するもの。昭和46年3月17日、5条許可、全部承継、農地法第5条同時申請。みどり市土地開発事業指導要綱該当。5ページにお戻り下さい。  
番号1番。現在、市内にて飲食店を営んでいますが、車両置場が不足しているため、申請地を買い受け、駐車場として利用したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。みどり市土地開発事業指導要綱該当。  
番号2番。市内にて不動産業を営んでいますが、交通の便が良く閑静で住宅地として適している申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。雑種地3.42㎡外2筆、計13.26㎡と一体利用。みどり市土地開発事業指導要綱該当。  
番号3番。現在、市外の賃貸住宅にて生活していますが、申請地を祖母から借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第4工区。  
以上4件の審議について、よろしくお願いいたします。

#### 番号1番、議案第3号番号1番

会 長 番号1番については、議案第3号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件でありますので、併せての協議をお願いします。笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 3 番をご覧ください。申請地は〇〇を 80 メートルほど南下し最初の信号を左折します。東へ向かい 200 メートルほど直進してから右折します。〇〇の前をとおり、左折した左手側が申請地です。東側には〇〇がみえる位置です。畑にはじゃがいも等が植えてありますが特段問題はないと思います。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番及び議案第 3 号番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番及び議案第 3 号番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番及び議案第 3 号番号 1 番について可決することに異議はありますか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番及び議案第 3 号番号 1 番の申請は可決いたします。

#### 番号 2 番

会 長 番号 2 番につきましては、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号 2 番の案件について、笠懸 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、田村です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇へ北上した左手側になります。草は刈ってありました。始末書のとおり多少砂利が入っていましたが、特段問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は岩宿駅から約 300m のところに位置しており、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、

周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

#### 番号 3 番

会 長 番号 3 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。地図の 5 番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇にあります。西鹿田の一番南にあるローソンから市役所笠懸庁舎方面へ東へ 1 キロメートルほど進んだ北側にあります。周囲は住宅が多く宅地用地として整理されている場所だと思いますので、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 5 号

会 長 日程第 6 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

今回は新規設定が9件、再設定が8件ございます。  
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、  
設定する利用権)  
新規設定9件の地積合計は、11,947㎡となります。  
以上9件の審議について、よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号9番につきまして、ご意見等ござい  
ますか。

8番委員 8番、関口です。番号7番、8番、9番の関東農事組合法人というのはどういった  
組織なのでしょうか。

事務局 お茶、そば、稲作を主要な作目としている農業法人です。同じく塩原にある  
Gleegreen ふあーむ(株)の提橋さんが代表理事となる別組織です。

会 長 その他に意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号9番について採決をいたします。番  
号1番から番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、  
番号6番、番号7番、番号8番、番号9番は可決いたします。

事務局 再設定8件の地積合計は、8,668㎡となります。  
以上8件の審議について、よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号8番につきまして、ご意見等ご  
ざいすか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号8番について採決をいたします。番  
号1番から番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、  
番号6番、番号7番、番号8番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年5  
月度農業委員会を閉会します。



閉会時刻 令和4年5月25日 午後2時07分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

5 番委員

.....

6 番委員

.....